

11月～12月は 県内一斉地方税滞納整理強化月間です

納税の公平と税収の確保を図るため、11月～12月を「県内一斉地方税滞納整理強化月間」として、栃木県と協働して県内一斉に徴収の強化に取り組みます。

■市民税・県民税について

市県民税（市民税・県民税）滞納整理を強化すべき案件については、地方税法第48条により県に徴収の引継ぎを行い、より一層の滞納解消を図っています。

また、特別徴収義務者に指定された事業所は、従業員の給与から市県民税を徴収し市へ納入することとなっています。

もし、特別徴収義務者が市県民税を納入しない場合、従業員の方の市県民税の納付が未納となり、従業員の方が不利益を被ることがあります。

納入書がなくて納められない場合は、税務課にご連絡ください。従業員の方の退職により、給与から特別徴収でき

ない場合などは、「給与所得者異動届出書」を提出してください。

■税を滞納すると…

1 督促状が送られます

納期限を過ぎて20日以内に督促状を発送します。本税のほかには督促手数料100円を納める必要があります。また督促後10日を経過してなお納付が無い場合は差し押さえをしなければならぬと法律に定められています。

2 財産の調査を行います

取り立てや換価が容易な債権である給与、年金、売掛金、預貯金、生命保険等の調査を速やかに行います。勤務先や取引相手または金融機関等に滞納が知られます。債権が無い場合は不動産、または家宅搜索等により自動車、動産の調査も行います。

3 差し押さえを執行します

事前の予告は行いませんので、ある日突然差し押さえが行われます。滞納整理は、法

律に基づき、市（徴税吏員）に自力執行権が与えられており、裁判所の命令や令状を要せずに搜索や差し押さえをすることができず。これは、税が法律に基づき公平に課され、他の債権に優先して徴収するものと法律で定めているからです。

■特別な事情がある場合は、すぐに納税相談を

災害や盗難、急な疾病や負傷、事業の廃止等により、本来の納期限までに納付ができない場合は、納税を猶予（納期限を遅らせる、分割回数を増やすなど）できると法律で定めています。

滞納になる前に、まずはご相談ください。

※住宅や自動車のローン、消費者金融の返済等は、該当しません。

■市からの納税納入通知には必ず目を通しましょう

「自分は年金天引き」、「口座振替している」、「自分は国保に入っていない」と思っていることを確認せず、督促状が届いて初めて自分が滞納していることに気づく方がいます。

■口座振替が便利です！

口座振替をご利用いただくと、納め忘れがなく納付に行く手間も省けるので大変便利です。口座振替は、一括引き落としの「全期前納」と期別毎に引き落としになる「期別ごと」のどちらかを選択することで計画的に納付をすることが出来ます。

口座振替をご利用いただくには金融機関への事前の申し込みが必要です。市内の金融機関には申込用紙が備え付けてあります。市外の金融機関で申し込まれる場合は税務課にお問い合わせください。

■口座振替取扱金融機関

足利銀行、栃木銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、足利小山信用金庫、宇都宮農協、小山農協、ゆうちょ銀行
※三井住友銀行は介護・後期の取り扱いはありません。

■問い合わせ先

税務課
☎(32)8893

結婚・出生記念証の発行を始めました

「婚姻届」または「出生届」を市に提出された方に祝意を表し、オリジナル記念証を発行します。人生の大切な記念として、お手元に残しておきませんか？

■対象者

10月1日以降に「婚姻届」または「出生届」を市へ提出された方で希望される方

■申請期間

届書提出日から1か月以内

■申請場所

市民課

■受付時間

市役所開庁時間

■手数料

無料

■注意事項

・届書一通につき記念証1枚発行で、再発行はできません。
・この記念証は婚姻または出生の事実の公証や、届出が受理されたことを証明するものではありません。証明が必要な場合は受理証明書（有料）を別途申請してください。

■問い合わせ先

市民課
☎(32)8897